

三菱配電・制御機器 セールスとサービス

機種	三菱無停電電源装置 UPS
----	------------------

欧州新電池指令（2006/66/EC）に関する対応のお知らせ

平素より弊社無停電電源装置 UPS につきましては、格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、2008年9月26日よりEU加盟国内にて欧州新電池指令（2006/66/EC）が施行となりました。これに伴い、EU加盟国内にて販売される電池または電池組込み機器に対し、欧州新電池指令に対応した処置が必要となります。

記

1、概要

欧州新電池指令に対応するためには以下のことが義務付けられています。

- ・ 電池、機器本体または包装に、クロスアウトダストビンマーク（以下、シンボルマーク）を表示すること。
- ・ シンボルマークの説明をマニュアルに記載すること。

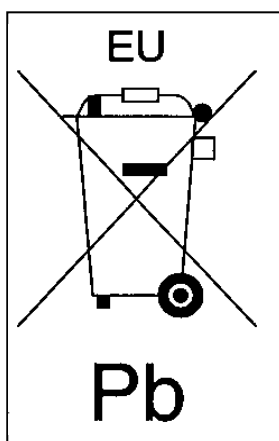


図1 電池に表示するシンボルマーク

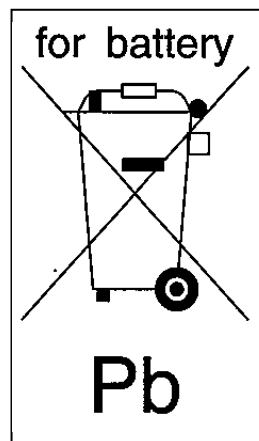


図2 機器本体、梱包箱に表示するシンボルマーク

2. 欧州新電池指令の規制内容

欧州新電池指令において、製造メーカー・販売店へ課せられる規制内容は下記の通りです。

施行時期	2008年9月26日以降
対象地域	EU加盟国内
対象製品	電池、蓄電池および電池組込み機器
対象外製品	安全保障に関わる機器、宇宙用電池
電池へのシンボルマーク表示義務	1) 電池にシンボルマークを表示する。ただし、電池に表示できない場合は梱包に表示する。シンボルマークは電池、蓄電池または電池パックの最大面積の少なくとも3%を占め、最大5x5cmを限度とするものとする。 2) 水銀、カドニウム、鉛の含有量が閾値を超える場合は、シンボルマークに元素記号を併記する。
マニュアルへの記載義務	1) シンボルマークについての説明を記載する。 2) 電池の種別を記載する。 3) 電池交換が可能な場合は、安全な取り外し方を記載する。

新電池指令 2006/66/ECの原文 [DIRECTIVE 2006/66/EC](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_266/l_26620060926en00010014.pdf) は下記URLを参照願います。

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_266/l_26620060926en00010014.pdf

扱	A	日付	2009年2月	件名	三菱小容量UPS 欧州新電池指令に関する 対応のお知らせ
整理番号	山-878	三菱電機(株) 福山製作所			

注意事項

弊社製品を組み込んだ機器をEU加盟国に輸出される場合は、組込み機器に対しても欧州新電池指令が適用されますので、下記対応を実施いただくようお願いいたします。

- (1) シンボルマークが表示されていない機器、電池を2008年9月26日以降にEU加盟国へ輸出される場合は、
 - ・シンボルマークを電池、機器本体、または包装に表示願います。
 - ・取扱説明書がある場合は、電池のシンボルマークについての説明文を添付してください。
(添付資料1参照)
- (2) 欧州新電池指令の施行以前に生産された機器であっても、2008年9月26日以降にEU加盟国へ輸出される場合は上記(1)の対応が必要となります。
- (3) 生産中止となった機器を、2008年9月26日以降にEU加盟国へ輸出される場合は上記(1)の対応が必要となります。

3、対応状況

下記のFW-Vシリーズ CE規格品対応機種は2009年2月受注分から対応いたします。

- ・FW-V10-0.7K-CE
- ・FW-V10-1.0K-CE
- ・FW-V10-1.5K-CE

上記以外の機種でご希望があれば、特殊品で対応いたします。
なお、交換バッテリーの対応予定はありません。

- 4、お客様で対応いただく際、電池、機器本体や梱包箱に貼り付けるシールを弊社にて用意しておりますのでご希望の際は、最寄の販売店や支社にお問合せください。

以上

弊社の取扱説明書に記載する説明文を以下に示しますので、各機器の取扱説明書に記載する説明文の参考にしてください。

和文マニュアル記載内容



注：このシンボルマークは欧州連合内の国においてのみ有効です。

このシンボルマークは、EU 指令 2006/66/EC の第 20 条「最終ユーザーへの情報」および付属書 II にて指定されています。

三菱電機の製品はリサイクルおよび再利用を考慮して、高品質の材料や部品類を使用して設計、製造されています。

上記シンボルは、電池および蓄電池を廃棄する際に、一般ゴミとは分別して処理する必要があることを意味しています。

上記シンボルの下に元素記号が表示されている場合、基準以上の濃度で電池または蓄電池に重金属が含有されていることを意味しています。

濃度の基準は以下の通りです。

Hg：水銀（0.0005%）、Cd：カドニウム（0.002%）、Pb：鉛（0.004%）

これらの材料は、適切に処理されない場合、人体や地球環境に重大な影響を及ぼすことが考えられます。欧州連合では使用済みの電池および蓄電池に対して分別収集システムがありますので、各地域の収集／リサイクルセンターにて、電池および蓄電池を正しく処理していただけるようお願いいたします。

私達の地球環境を保護するためにどうかご協力をお願いいたします。



Note : This symbol mark is for EU countries only.

This symbol mark is according to the directive 2006/66/EC Article 20 Information for end-users and Annex II

Your MITSUBISHI ELECTRIC product is designed and manufactured with high quality materials and components which can be recycled and/or reused

This symbol means that batteries and accumulators, at their end-of-life, should be disposed of separately from your household waste.

If a chemical symbol is printed beneath the symbol shown above, this chemical symbol means that the battery or accumulator contains a heavy metal at a certain concentration. This will be indicated as follows:

Hg: mercury (0.0005%), Cd: cadmium (0.002%), Pb: lead (0.004%)

These ingredients may cause serious hazardous for human and the global environment.

In the European Union there are separate collection systems for used batteries and accumulators.

Please, dispose of batteries and accumulators correctly at your local community waste collection/recycling centre.

Please, help us to conserve the environment we live in!